

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第4節 職員 (職員)</p> <p>第11条 法人に、職員を置く。</p> <p>第3章 京都大学の組織 第1節 職員等 (職員の種類)</p> <p>第12条 京都大学に次に掲げる職員を置き、法人の職員をもって充てる。 教授 准教授 講師 助教 助手 事務職員 技術職員 教務職員</p> <p>2 教授、准教授、講師及び助教は、部局において、教育研究に従事する。</p> <p>3 助手は、部局において、教育研究の実施に必要な業務に従事する。</p> <p>4 事務職員は、総務、経理等の事務に従事する。</p> <p>5 技術職員は、技術に関する職務に従事する。</p> <p>6 教務職員は、教育研究の補助その他教務に関する職務に従事する。</p> <p>7 第1項の職員の定数の管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(副学長等)</p> <p>第13条 前条第1項に定めるもののほか、京都大学に副学長を置くことができる。</p> <p>2 副学長は、法人の理事又は職員をもって充てる。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 第1項に定めるもののほか、総長又は理事を補佐するための職又は組織を置くことができる。</p> <p>5 前項の職又は組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p>(外国人教師等)</p> <p><u>第14条 総長は、第12条第1項に定めるもののほか、外国人教師又は外国人研究員として、外国人を教育又は研究に従事させることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が定める。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>第4節 職員 (職員)</p> <p>第11条 第3章 京都大学の組織 第1節 職員等 (職員の種類)</p> <p>第12条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>(副学長等)</p> <p>第13条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>第14条 削除</p> <p>附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>

(同左)